

鯖 監 第 3 7 2 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 石 川 修

令和 6 年度定期監査および随時監査の結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査および同条第 5 項の規定に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査結果報告書を提出する。

令和6年度 定期監査結果報告書

第1 監査の種類 定期監査

第2 監査の対象

《総務部》

行政管理課、職員課、デジタル推進課、施設管理課、税務課、収納課

《政策経営部》

総合政策課、秘書広聴課、総合交通課、財務管理課

《市民生活部》

市民主役推進課、市民窓口課、ダイバーシティ推進・相談課、防災危機管理課、
環境政策課

《健康福祉部》

社会福祉課、福祉総合相談室、長寿福祉課、こどもまんなか課、保育・幼児教育課、
健康づくり課、国保年金課

《産業環境部》

商工観光課、農林政策課、

《都市整備部》

土木課、都市計画課、公園住宅課、上下水道課

《教育委員会事務局》

教育政策課、学校教育課、生涯学習課、文化課、スポーツ課、文化の館

《その他》

会計課、議会事務局、監査委員事務局

以上 33課、1室、2事務局、1施設

第3 監査の期間 令和6年4月18日～令和7年2月3日

第4 監査の内容

鯖江市監査基準に基づき、令和5年度に執行された事務事業が関係法令等およびの定めるところに従って適正に執行されていたか、また、経済的・効率的・有効的に執行されていたかについて実施した。

第5 監査の方法および着眼点

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確であるかという観点で行い、また、経済的、効率的かつ効果的に行われているかという点にも着目して実施した。

第6 監査の結果

関係法令等に準拠し、監査の範囲において、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、事務の一部について改善や検討を要する事項が見受けられたので文書での指導を行った。定期監査（令和5年度執行分）結果指導事項は、別表1のとおりで、その主な内容は、次のとおりである。

① 契約書類の不備

契約書において、誤記や添付書類誤りが見受けられた。契約書類の誤りは契約相手方との信頼関係を損なうことにもなりかねないことから、緊張感をもって適正に事務を執行されたい。

② 補助金交付要綱の不備

交付期間が複数年度に渡る補助金で交付基準や交付手続きを定めた補助金交付要綱等がないもの、補助対象者や補助対象経費が補助金交付要綱に基づくものになっておらず、要綱の改正等が必要なものが見受けられた。補助金を適正に審査、交付するため、交付要綱の作成や変更は確実に行われたい。

③ 前年度口頭指導事項の未対応

前年度に口頭での指導を行った部署において、同じ誤りが見受けられたため、文書での指導を行った。口頭指導事項についても部署内での情報の共有を徹底し、再発防止に努められたい。

なお、上記の改善や検討を要する事項のほか、単純な誤りや適正さに欠ける会計事務処理が散見され、口頭で指導した。その主な内容は、次のとおりである。

① 契約事務の不備（改正前の条項・約款を契約書に記載・添付）

「鯖江市個人情報保護条例」は廃止され、令和5年4月以降「鯖江市個人情報の保護に関する法律施行条例」が施行されているが、契約書添付の個人情報取扱特記事項に「鯖江市個人情報保護条例」の記載が各課に散見された。また、令和5年4月に「工事請負契約約款」が改正されたが、改正前のものを添付している契約書が各課で散見された。改正等があった場合には、部署内で共有するとともに契約書類作成時の注意を喚起されたい。

② 補助金等の内容精査不足・業務委託の履行確認不足

補助金や業務委託において、依然として実績報告書等の精査不足・確認不足が見受けられる。また、当初の内容と実績報告の内容に相違があるにもかかわらず、変更申請・契約や協議記録などがなく、支出額の積算に疑義が生じかねないものも見受けられた。実績報告書を慎重に精査確認するとともに、内容に変更がある場合には適正な事務処理を行われたい。

③ 事務ミス（日付の誤り、決裁区分誤り、遅延等）

調定、負担行為、検収、精算など各課で日常的に行われる事務処理において、遅延、日付の誤り、決裁区分誤り、起票者と検収者が同一などの事務ミスが散見される。同様の事案を繰り返すことは、財務事務の根本的な知識の欠如が疑われ、軽微な事項でもその常態化は重大な事案につながり大きなリスクとなりかねない。通知や研修会を継続して行い、再発防止に努められたい。

第7 意見

定期監査に際し、上記の財務に関する事務の執行のほか、職員の配置、新規事業の実績、収入未済、複数年契約、公有財産の取得・処分、基金運用、備品の取得・処分、車両管理などについても各所管課から状況を聴取し、一部検討を要する事項等については関係課長に口頭で意見や助言を行った。

改善や検討を要する事項を検証し、適正な財務事務の執行、効果的な事業の実施、安全安心な施設の管理運営を継続することにより、行財政の公正性・透明性の確保とさらなる市民サービスの向上につながることを期待する。

令和6年度 定期監査（令和5年度執行分）結果指導事項

No.	所属名	件名	内容
1	ダイバーシティ推進・相談課	誰ひとり取り残さないさばえつながらサポート事業	契約書中の契約金額の消費税額に誤りがある。（182,000円のところ18,200円と誤記）契約書類について確認を行うこと。
2	環境政策課	①COOL CHOICE 普及啓発事業 ②鯖江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託	1件50万円を超える委託料において一者随意契約に該当するものは、財務管理課契約検査グループの合議を受けること。 ※令和4年12月23日定期監査指導事項（口頭）
3	こどもまんなか課	令和5年度鯖江市婦人福祉協議会補助金	補助対象経費180,068円中11,195円について令和5年3月の領収書が添付されており、年度をまたいでいる。補助金額40,000円の交付に影響はないが、補助対象経費の審査を慎重に行うこと。 ※令和5年10月24日定期監査指導事項（口頭）
4	健康づくり課	新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託（単価契約）	委託期間の令和5年12月28日を過ぎて、令和5年12月31日付の実施報告書を令和6年1月4日に受付している。実施報告書は履行期限内に提出するよう指導すること。 ※令和5年11月20日定期監査指導事項（口頭）
5	商工観光課	さばえ定額周遊タクシー事業 チケット販売料	チケット販売について、販売事業所に対して販売マニュアルにより依頼しているが、チケット代の受領、販売報告、販売額納付に関する契約等がない。また、チケット代の収納業務を私人に委託する場合は法令等に基づいた所要の手続きが必要である。適正に事務処理すること。
6	商工観光課	生産現場におけるIT技術の導入業務委託	概算払で支出後、当初の契約額より減額精算し戻入しているが、変更契約を行っていない。契約の手続きを適正に行うこと。
7	生涯学習課	鯖江市スカウト協議会事業補助金	鯖江市スカウト協議会の決算報告書に協議会の構成員である「ボーイスカウト日本連盟鯖江第2団」の経費を含めて計上され、補助対象経費が算出されている。補助対象者や補助対象経費が要綱に基づくものになっていない。補助金交付事務を適正に行うこと。
8	生涯学習課	自転車ヘルメット購入助成金	助成金の交付基準や交付手続きを定めた要綱等が定められていない。交付期間が複数年度に渡る補助金等については、要綱等で明文化し、必要な決裁を受けること。
9	文化課	令和5年度鯖江市文化センター指定管理料（定例分）	支払金額が52,500千円の検収調書が部長決裁となっている。5,000万円超のものは副市長決裁とすること。 ※令和6年1月31日定期監査指導事項（口頭）
10	文化課	非常照明設備用直流電源装置蓄電池取替工事	変更契約書の添付書類として「変更前」の図面が2件添付されている。契約書類の作成を適正に行うこと。

令和6年度 随時監査結果報告書

【出先機関現況調査】

- 第1 監査の種類 随時監査（出先機関現況調査）
- 第2 監査対象 (1)せきいんこども園〔所管課〕健康福祉部保育・幼児教育課
(2)しんとくこども園〔所管課〕健康福祉部保育・幼児教育課
(3)西山動物園〔所管課〕都市整備部公園住宅課
- 第3 事前調査期間 令和7年1月29日～令和7年2月13日
- 第4 監査期日 令和7年2月13日（木）
- 第5 監査の方法および着眼点
あらかじめ提出を求めた監査資料と現地調査により、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。
監査の実施にあたっては、施設の運営状況、現金の取扱いおよび保管状況、施設の維持管理状況、備品管理状況、施設の安全管理状況について着目し、適正であるかという観点で実施した。

- 第6 監査の結果
施設の管理および現金取扱い状況等については、監査した範囲において、一部改善事項を除き、概ね適正に執行されていると認められた。
なお、指導事項等については次のとおりである。

〔せきいんこども園〕

(1)指摘事項 なし

(2)改善事項

①備品管理について

「保護者と先生の会」で購入した備品を市の予算で修繕するなど、会計処理および備品管理が適正におこなわれていない。「保護者と先生の会」で購入した備品について、市で購入した備品と明確に区別して維持管理できるよう備品台帳を整備するなど、適切な管理に努められたい。

(3)意見

①こども園におけるマニュアルおよび規定の統一化について

各こども園において、危機管理マニュアルや「保護者と先生の会」の会計処理（慶弔費、基金など）に違いが見られる。職員への周知や人事異動での対応を確実にを行うため、共通する事項については統一されたルールのもとでマニュアルや規定を整備することを検討されたい。

②園児による玄関扉の鍵開け事案による対応について

園児が玄関扉の施錠を外し、玄関外へ出るという事案発生している。扉の構造的な不具合によるもので、追加で鍵を設置する対応をしているが、さらに施錠できる門扉を設置する等のハード面の対策や、職員による安全管理マニュアルの運用や施錠確認体制等の人的対応についても徹底してい

ただきたい。また、他施設においても施設の設備状況を点検し、安全対策および事故防止に努められたい。

〔しんとくこども園〕

(1)指摘事項 なし

(2)改善事項

①備品管理について

「保護者と先生の会」で購入した備品について、市で購入した備品と明確に区別して維持管理できるよう備品台帳を整備するなど、適切な管理に努められたい。

(3)意見

①こども園におけるマニュアルおよび規定の統一化について

各こども園において、危機管理マニュアルや「保護者と先生の会」の会計処理（慶弔費、基金など）に違いが見られる。職員への周知や人事異動での対応を確実にを行うため、共通する事項については統一されたルールのもとでマニュアルや規定を整備することを検討されたい。

〔西山動物園〕

(1)指摘事項 なし

(2)改善事項

①安全管理について

事故発生時や感染症発生時の対応について、利用者・職員用マニュアルを作成されたい。また、西山公園全体の対応マニュアルに「西山動物園は、西山動物園の基準に基づき事故・災害等に対応する」とあるので災害発生時の対応基準を定めること。なお、その際には災害時における他動物園との連携についても考慮されたい。

②施設維持管理の記録について

飼育施設の確認状況については飼育日誌に記録しているが、水道・ガス・火元・施錠等の日常点検など飼育施設以外の維持管理の記録がない。点検簿または日誌等で記録し、適切な施設の維持管理に努められたい。

③公園美化協力金について

公園美化協力金について、協力箱から現金を取り出し保管する際には、複数人で確認後、現金出納帳に記録し、施錠できる保管庫で保管・管理するよう公金管理マニュアルの見直しをされたい。

④AEDの更新について

現在設置されているAEDは平成28年に購入したもので、すでに9年が経過しており、メーカーが推奨する耐用年数を過ぎている。いざという時に問題なく使用出来るように本体の状態を確認し、更新を検討されたい。

【工事監査】

第1 監査の種類 随時監査（工事監査）

第2 監査対象

- ・東公園陸上競技場スタンド改修工事（建築工事）
- ・東公園陸上競技場スタンド改修工事（電気設備工事）
- ・東公園陸上競技場スタンド改修工事（給排水衛生・機械設備工事）
- ・東公園陸上競技場インフィールド芝改修工事

〔所管課〕教育委員会スポーツ課

第3 事前調査期間 令和6年9月6日～令和6年9月20日

第4 監査期日 令和6年9月20日（金）

第5 監査場所 監査委員事務局 および 東公園陸上競技場

第6 監査の方法および着眼点

令和6年度施工中の工事から対象工事を抽出し、設計・施工状況等が適切かつ効率的に執行されているかどうかという観点で、関係書類を審査するとともに工事現場の現地調査を行った。

第7 監査の講評

事前に行った書類審査については、計画・設計・積算・入札等の契約手続き、関係者との協議、関係機関への届出、施工管理体制などに関して概ね適正であると認められた。なお、留意すべき軽微な事務処理上の事項について、口頭にて改善を促した。

現地調査については、工事看板が適切に設置され、現場周辺の環境も整備されており、作業員および利用者の安全管理も概ね適正であると認められた。

今後も適切な施設の維持管理により長寿命化を図るとともに、市民が安心・安全に利用することができるよう努めていただきたい。